

各学科に共通する各教科等における改善の要点

1 知的的各教科における改訂の要点(3点)

- (1) 小学部及び中学部の各教科の改正に引き続いて育成を目指す資質能力の3つの柱に基づき知的各教科の目標や内容を構造的に示したこと。
その際に小学校、中学校、高等学校の各教科等の目標や内容等との連続性、関連性を整理し充実・改善を図ったこと。
- (2) 各教科の各段階において育成を目指す資質・能力を明確にすることで計画的な指導が行われるよう、教科の目標に基づき、各段階の目標を新設したこと。
- (3) 各教科にかかる指導計画の作成や内容の取り扱いがより一層充実するように教科ごとに新たに示すとともに各教科全体にわたる指導計画の作成と内容の取り扱いを充実させたこと

2 各教科等の目標の示し方

各教科は1目標、2各段階の目標及び内容、3指導計画の作成と内容の取り扱いから構成されている。小学校、中学校及び高等学校の各教科・科目の目標との連続性を踏まえ知的障害のある生徒の育成を目指す資質・能力との関連などから整理し示している。

3 各段階の目標及び内容の示し方について

- (1) の各段階の目標については各段階間小学部、中学部及び高等部間の目標の系統性を充実させて示している。
- (2) 各段階の内容については、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」のように示している。なお、保健体育及び職業の一部は「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の3つの柱から内容を示している。
「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」に関する内容の示し方の順序は教科ごとに異なる場合もあるが小学部、中学部及び小学校、中学校の各教科などに即した示し方をしている。

4 各教科の見方考え方について

高等部の改訂においても知的障害のある生徒のための各教科における見方、考え方は小学校等の教科等における見方、考え方の捉え方と方向は同じであるとし目標を整理し示している。

【高等部 国語科の例】

1 目標

言葉による見方・考え方を働かせ、言語活動を通して、国語で理解し表現する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 社会生活に必要な国語について、その特質を理解し適切に使うことができるようにする。

【知識及び技能】

- (2) 社会生活における人との関わりの中で伝え合う力を高め、思考力や想像力を養う。

【思考力、判断力、表現力等】

- (3) 言葉がもつよさを認識するとともに、言語感覚を養い、国語を大切にしてその能力の向上を図る態度を養う。

【学びに向かう力、人間性等】

はじめに、国語科で育成を目指す資質・能力である「国語で理解し表現する資質・能力」であることを示し、その後、三つの柱で目標を示している。

(1)は「知識及び技能」、(2)は「思考力、判断力、表現力等」、(3)は「学びに向かう力、人間性等」である。これを踏まえ、段階ごとに、三つの柱に即し段階の目標を示している。

*「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」に関する内容の示し方の順序は教科ごとに異なる場合があるが小学部、中学部及び小学校、中学校の各教科などに即した示し方をしている。

【高等部 国語科の例】

(1) 1段階の目標(構造は目標と同じ)

○ 1段階

(1) 目 標

ア 社会生活に必要な国語の知識や技能を身に付けるとともに、我が国の言語文化に親しむことができるようにする。
(知識・技能)

イ 筋道立てて考える力や豊かに感じたり想像したりする力を養い、社会生活における人との関わりの中で伝え合う力を高め、自分の思いや考えをまとめることができるようにする。

(思考力、判断力、表現力等)

ウ 言葉がもつよさを認識するとともに、幅広く読書をし、国語を大切にして、思いや考えを伝え合おうとする態度を養う。
(学びに向かう力、人間性等)

【高等部 家庭科の例】

(2) 内 容

A 家族・家庭生活

ア 自分の成長と家族 自分の成長と家族や家庭生活などに関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 自分の成長と家族や家庭生活との関わりが分かり、家庭生活が家族の協力によって営まれていることに気付くこと。
(知識、技能)

(イ) 家族とのよりよい関わり方について考え、表現すること。

(思考力、判断力、表現力等)

5 段階について

知的障害のある生徒のための各教科が小学校や中学校の教科のように学年ではなく段階で示している理由は、知的障害のある生徒の発達期における知的機能の障害が、同一学年であっても個人差が大きく学力や学習状況も異なるからである。そのため段階を設けて示すことにより、個々の生徒の実態等に即して、各教科の段階の内容を選択して指導計画を立てることにより効果的な指導ができるようになるためである。高等部においては生徒自らが主体的に将来の生活を見据えて必要とされる生活習慣や社会性、職業能力等を身に付けている段階からそれらを踏まえて実用的かつ発展的な内容を習得することをねらいとする段階などを念頭に置き、より深い理解や学習へと発展し学習や生活を質的に高めていくことのできる段階の構成としているということに留意が必要である。

指導計画の作成と各教科全体にわたる内容の取り扱いについて（新設8点）

（第2章第2節第3款の1）

第3款 指導計画の作成と各教科全体にわたる内容の取扱い

1 指導計画の作成に当たっては、個々の生徒の知的障害の状態、生活年齢、学習状況及び経験等を考慮しながら、第1款及び第2款の各教科の目標及び内容を基に、3年間を見通して、全体的な指導計画に基づき具体的な指導目標や指導内容を設定するものとする。

- ・第1款は各学科に共通する各教科の目標及び内容
- ・第2款は主として専門学科において開設される各教科の目標及び内容
- ・全体的な指導計画とは、各教科の内容に示されている項目について、3年間を見通しながら、指導内容を配列したものである。
- ・全体的な指導計画については、具体的な指導目標や指導内容を設定する際の基であり、実際の生活に結びつくような具体的な指導内容を組織し、指導計画を作成することが大切であるということに留意する。
- ・現行学習指導要領よりも、高等部入学前の学習の場や学習状況、一人一人の知的障害の状態を考慮するように記述を充実させている。

（第2章第2節第3款の2）

2 個々の生徒の実態に即して、教科別の指導を行うほか、必要に応じて各教科、道徳科、特別活動及び自立活動を合わせて指導を行うなど、効果的な指導方法を工夫するものとする。その際、各教科等において育成を目指す資質・能力を明らかにし、各教科等の指導内容間の関連を十分に図るよう配慮するものとする。

- ・各教科等において育成を目指す資質・能力を明確にしたとともに、各教科等の指導内容の関連等に十分に配慮していくことが重要であることからこの項を新設した。
- ・個々の生徒の実態に即して個々の生徒の知的障害の状態や生活年齢に加え、興味や関心これまでの学習や経験してきた内容などを全体的に把握した上で、効果的な指導の形態を選択していくことが大切である。指導の形態には、教科ごとの時間を設けて指導する「教科別の指導」や各教科、道徳科、特別活動及び自立活動を合わせて指導を行う「各教科等を合わせた指導」がある。
- ・単元などの学習のまとまりをとおして、生徒の学習成果が最大限に期待できる指導の形態を柔軟に考えられるようにすることが大切である。当然ではあるが学習のまとまりにおいて、生徒の学習成果が最大限に期待できる指導の形態は異なることに留意する。

（第2章第2節第3款の3）

3 個々の生徒の実態に即して、生活に結び付いた効果的な指導を行うとともに、生徒が見通しをもって、意欲を持ち主体的に学習活動に取り組むことができるよう指導計画全体を通して配慮するものとする。

- ・個々の生徒が意欲を持ち、主体的に学習に取り組むことがより一層重要であることから「主体的」を加えて示した。

・教育活動全体にわたって生活に結びついた効果的な指導を行うことが重要であり、日々の生活に結びつくような指導を行うことはもとより学校で学んでいることが将来の生活にも結びついていくようなものであるよう留意する必要がある。

(第2章第2節第3款の4)

4 第1章第2節第1款の2の(2)に示す道德教育の目標に基づき、道德科などとの関連を考慮しながら、第3章特別の教科道德に示す内容について、各教科の特質に応じて適切な指導をするものとする。

・各教科の特質に応じて、道德科に示す内容と関連づけて適切に指導する必要があることから新設した。
・知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科においては、各教科の特質に係る見方・考え方を働かせて、資質・能力の育成することを示している。

・例 職業科

職業に係る見方・考え方を働かせ、職業など卒業後の進路に関する実践的・体験的な学習活動を通して、よりよい生活の実現に向けて工夫する資質・能力」を示している。よりよい生活の実現に向けて工夫するための資質・能力を育むためには、他者との協働を通して、自らの役割を果たすなど、卒業後の社会生活を見据え、実践的・体験的な学習活動を積み重ねていくことが重要である。このことは、道德科の「節度、節制」で示されている「健康や安全に気を付け、物や金銭を大切にし、身の回りを整え、わがままをしないで、規則正しい生活をする。」や「自分でできることは自分でやり、安全に気を付けよく考えて行動し、節度ある生活をする。」と関連させて指導していくことが効果的であるとも考えられる。

・各教科等を合わせて指導を行う場合においても、道德科に示されている目標及び内容との関連を十分に考慮し、年間指導計画の作成などに際して、道德教育の全体計画との関連、指導する内容及び時期に等に配慮し、各教科と道德科で示す目標及び内容と相互に関連させて指導の効果を高め合うようにすることが大切である。

(第2章第2節第3款の5)

5 生徒の実態に即して学習環境を整えるなど、安全と衛生に留意するものとする。

・高等部において衛生を加えて示した。(小、中学部においては、安全に留意するものとする。)
・生徒の学校生活が充実するようにするためには、生活の基盤となる学級の教室や体験的な学習などを行う際の特別教室などの学習環境を整備していくことが重要である。

・高等部においては、将来の生活を見据え、一連の活動に見通しを持って意欲的に取り組むことができるような活動を組織することが大切であり、そのための環境設定に工夫する必要がある。

・特に心身の調和的な発達を促し、生徒が安心して学習に取り組めるようにするためには安全で衛生的な環境を整えることが重要である。その際には、生徒が衛生に留意し、自ら衛生的な環境を保てるようにする必要がある。また、学習活動においても安全や衛生に配慮して物品を取り扱えるようにすることも大切である。こうした視点から、衛生を加えて示した。

・現行学習指導要領で示してきた、実習を行うに当たっても安全と衛生に留意することについての考え方は同じである。

(第2章第2節第3款の6)

6 生徒の実態に即して自立や社会参加に向けて経験が必要な事項を整理した上で、指導するように配慮するものとする。

- ・将来の自立と社会参加を見通した計画的な指導は小学部の段階から系統的に進めていくことが大切であるが、高等部段階においてより一層充実させていくことが重要であることから、新たに示した。
- ・知的障害のある生徒の学習上の特性として、学習によって得た知識や技能が断片的になりやすい側面があることを考慮し、どのような指導すべき事項を、どのように学習として積み上げていくことで、育成を目指す資質・能力を育むことができるのか十分に検討した上で年間指導計画に基づき、組織的に指導していくことが重要である。
- ・学年進行の際には、これまで学習している内容等を確実に引き継ぎ、生活年齢に即した指導内容を計画できるようにすることが大切である。
- ・生徒の自立と社会参加に向けて、高等部3年間を見通しながら、将来の生活をも見据え、高等部段階での学習を通して育成を目指す資質能力を整理し、適宜、学習状況の評価を行いながら、繰り返し経験することで学習の定着を図ったり、経験の拡大を図ったりしていくことなど、計画-実施-評価-改善のサイクルを踏まえて指導計画を適宜修正・加筆していくことが重要である。

(第2章第2節第3款の7)

7 学校と家庭及び関係機関等とが連携を図り、生徒の学習過程について、相互に共有するとともに、生徒が学習の成果を現在や将来の生活に生かすことができるよう配慮するものとする。

- ・生徒の学習の成果のみならず、その過程も含めて、学校、家庭、関係機関等が相互に情報を共有して連携していくことが重要であることから示しているものである。
- ・小学部中学部の学習指導要領では、学校と家庭等とが連携を図りと示している。
- ・生徒の基本的な生活習慣の確立を図り、生活経験を広げていくために、将来の生活を見据え、学校における指導内容・方法について、家庭だけでなく関係機関等との連携も図ることが重要である。
- ・連携等においては学校から家庭への一方向ではなく、家庭等で取り組んでいる内容を参考にして学校での指導を充実させるなど、双方向の情報共有が大切である。

(第2章第2節第3款の8)

8 生徒の知的障害の状態や学習状況、経験等に応じて、教材・教具や補助用具などを工夫するとともに、コンピュータや情報通信ネットワークを有効に活用し、指導の効果を高めるようにするものとする。

- ・生徒の知的障害の状態や学習状況、経験、興味関心などを踏まえるとともに、使いやすく効果的な教材教具、補助具を用意したり、実生活への活用がしやすくなるように、できるだけ実際に使用する用具などを使ったりすることが重要である。
- ・コンピュータや情報通信ネットワークを有効に活用して、生徒の意思表示をより明確にしたり、数や文字を効果的に指導したり、職業教育における効果的な情報の提供につながったりすることから、生徒の知的障害の状態や経験等を考慮しつつ、適切な機器を選択して、各教科の内容の指導において効果的

な活用が図られるようにすることが大切である。

- ・情報セキュリティや情報モラルについての指導を効果的に行い、生徒がトラブルに巻き込まれないようにするための指導についても配慮することが重要である。

教科ごとの指導計画の作成と内容の取り扱いについて（共通部分）

3 指導計画の作成と内容の取扱い

(1) 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 単元など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、言葉による見方・考え方を働かせ、言語活動を通して、言葉の特徴や使い方などを理解し自分の思いや考えを深める学習の充実を図ること。

以下略

- ・指導計画の作成と内容の取り扱い3（1）アの冒頭部分は各教科で共通している。
- ・その際以降は各教科で書き分けられている。
- ・各教科とも指導に当たっては、「知識及び技能」が習得されること、「思考力・判断力・表現力等」を育成すること「学びに向かう力、人間性等」を涵養することが偏り無く実現されるよう、単元や題材など内容やまとまりの時間を見通しながら、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うことが重要である。
- ・これまでの着実に取り組まれてきた実践を否定し、全く異なる指導方法を導入しなければならないと捉えるのではなく、生徒や学校の実態、指導の内容に応じ、「主体的な学び」、「対話的な学び」、「深い学び」の視点から授業改善を図ることが重要である。
- ・主体的・対話的で深い学びは、必ずしも1単位時間の授業の中で全てが実現されるものではない。単元や題材など内容や時間のまとまりの中で例えば、対話によって自分の考えなどを広げたり深めたりする場面をどこに設定するかといった視点で授業改善が進められていくことが求められる。
- ・「深い学び」の視点に関して、各教科等の学びの深まりの鍵となるのが「見方・考え方」である。各教科の「見方・考え方」を習得・活用・探求という学びの過程の中で働かせられるようにすることでより質の高い深い学びにつなげることが重要である。